

綾瀬市産婦健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産婦の身体的な機能の回復、授乳及び精神の状況の把握等を目的として産婦健康診査を実施することにより、産後の支援が必要と認められる者を早期に把握し、もって産婦及び乳児の健康の保持及び増進を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(産婦健康診査)

第2条 産婦健康診査においては、問診（エジンバラ産後うつ病質問票及びリスクアセスメントシート（以下「質問票」という。）を用いた問診を含む。）、体重及び血圧の測定、尿検査、診察並びに保健指導を行うものとする。

2 産婦健康診査は、概ね産後2週間及び1月が経過する日の前後に実施するものとし、遅くとも産後2月が経過する日までに実施するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 産婦健康診査を実施した医療機関は、産婦健康診査の結果、産婦の身体的回復具合や精神の状況から産後うつ病の疑いがある等支援が必要と認められた場合は、健診後速やかに市長へ質問票を提出するものとする。

(対象者)

第3条 産婦健康診査は、平成30年4月1日以降に出産した者であって、産婦健康診査を受診する日において本市の住民基本台帳に記録されているものに対して実施するものとする。

(補助券の交付)

第4条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者に対し、綾瀬市産婦健康診査用補助券（以下「補助券」という。）を2枚交付するものとする。

2 本市以外の市区町村で妊娠の届出をした者又は補助券を紛失した者で、第2条第2項に規定する産婦健康診査のうち2回目のものが未実施のものは、補助券の交付を受けようとするときは、綾瀬市産婦健康診査補助券交付申込書（第1号様式）により、市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、当該申込みをした者に対し、産婦健康診査未実施分の補助券を2

枚を限度として交付するものとする。

(補助券の額)

第5条 補助券の額は、1枚につき5,000円とする。

(委託医療機関等における受診)

第6条 対象者は、神奈川県産科婦人科医会加入の医療機関であって、第2条第1項に規定する産婦健康診査を実施する医療機関（以下「委託医療機関」という。）において、産婦健康診査を受診するときは、1回の受診につき1枚の補助券を当該委託医療機関に提出するものとする。

2 対象者は、1回の受診につき5,000円を超えた額については自ら負担するものとする。

(補助助成金の請求)

第7条 助成金の請求は、原則として、神奈川県産科婦人科医会が取りまとめて行うものとする。この場合において、委託医療機関は、翌月10日までに補助券を添えて神奈川県産科婦人科医会に請求するものとする。

2 神奈川県産科婦人科医会は、各医療機関から送付された補助券を添えて、市長に請求するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 前条の規定により請求を受けたときは、市長は請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(補助券の無効)

第9条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該対象者に交付した補助券は無効とする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助券の交付を受けたとき。

(2) 産婦健康診査を受診することが不相当であると認められる事由があるとき。

(償還払い)

第10条 対象者は、次の各号のいずれかの理由により産婦健康診査に要した費用の全額を自ら支払ったときは、領収書及び補助券並びに質問票を添付し、綾瀬市産婦健康診査助成申請書（第2号様式）により、市長が特別な事情があると認めたときを除き、受診後30日以内（産婦健康診査を2回受診した場合は、2回目に受診した日から起算して30日以内）に申請するものとする。

- (1) 委託医療機関以外の医療機関又は助産院で受診したとき。
- (2) 産婦健康診査費用が、1回5,000円未満であったとき。
- (3) 本市に転入をした日から補助券の交付を受けるまでに産婦健康診査を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 費用の助成については、1回の受診につき5,000円を限度とし、産婦健康診査に要した金額とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、綾瀬市産婦健康診査費用助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により対象者に通知するものとする。

4 助成金の請求については、前項の交付決定通知受理後、速やかに市指定の請求書を提出するものとする。

5 前項の支払いについては、第8条の規定を準用する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、産婦健康診査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市産婦健康診査補助券交付申込書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市産婦健康診査事業実施要綱第4条に基づき、次のとおり申し込みます。また、健診結果について、医療機関等から市へ報告することに同意します。

申込者氏名 _____（続柄 _____）

妊産婦氏名	ふりがな 生年月日 年 月 日（ 歳）
夫 氏名	ふりがな 生年月日 年 月 日（ 歳）
居 住 地	〒 _____（電話 _____） 綾瀬市
分娩 （予定）日	年 月 日
申請理由	1 転入 2 その他（ _____ ）
	母子健康手帳番号 _____

交付を希望する補助券の種類にチェックしてください。

産婦健康診査費用補助券
<input type="checkbox"/> 産後2週間
<input type="checkbox"/> 産後1か月

